保育教諭確保のための

幼稚園教諭免許状取得支援事業

事業内容

幼保連携型認定こども園、または幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設に対して、雇用している保育士資格を有する方が、保育教諭となるために、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料等及び保育士の代替雇上費を補助します。

対象となる施設

- 市内の幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園（公立を除く）

対象となる方の要件

- 対象となる施設に勤務していること
- **令和7年4月1日以降に、**養成施設において受講を開始し、受講後、教育職員検定に合格すること（特例制度（★））により幼稚園教諭免許状を取得すること
- 幼稚園教諭免許状が授与された日を起算として、対象施設において勤務を開始し、1 年間以上勤務すること

★特例制度対象者　保育士資格を有し、保育士として3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方

補助基準額

- **養成施設の受講料**

  受講に要した経費の1/2が補助対象　　上限額　10万円

- **代替保育士に伴う雇上費**

  1 日当たり　上限額　7,690円

  養成施設において受講する保育士が、当該施設に勤務していない期間（当人に給与を支給していること）に、新たに代替保育士を雇用する場合の経費

- 実施しようとする場合は、実施計画書の提出が必要です。
  実施予定の方には、必要書類をお渡しします。詳細については、指導監査課までお問い合わせください。

【問合せ先】
福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課　指導第2係
TEL（092）711－4262

令和7年4月作成